

# 古平都市計画（古平町） （非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、古平都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

| 区 分      | 市 町 名 | 範 囲     | 規 模      |
|----------|-------|---------|----------|
| 古平都市計画区域 | 古 平 町 | 行政区域の一部 | 約 703 ha |

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域後志地域にある積丹半島の北東部に位置しており、地形は南北に長く、中央部を古平川が貫流しており、海岸線は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されている。

市街地は、古平川河口周辺の平坦地を中心に、海岸線と一般道道古平神恵内線沿線を中心に形成されてきた。

産業については、日本海の豊かな水産資源を背景とした漁業と水産加工業を基幹産業として発展してきた。

しかしながら、漁獲量の減少や漁業就労者の高齢化が進んでおり、水産加工業の総生産高の減少傾向にある。

サービス業や小売業、運輸業等の第 3 次産業についても就業人口は減少し、経営者の高齢化と後継者不足、購買力の流出等が問題となっており、今後は、周辺の自然環境や景観の保全により環境と共生する都市づくりを進め、観光等と連携した取り組みによる市街地の活性化が求められている。

また、少子高齢化の進行と若年層の町外への流出等により、人口は減少傾向にあり、高齢社会への対応や定住の促進等を図るため、都市環境や生活環境の充実が求められている。

古平町では、地場産業の活性化、安心して暮らせる環境の整備、健康で生きがいのある生活の創造を目指し、行政と住民が一体となってまちづくりを進めるため、その基本理念を、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」

- ・郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち
- ・健康で生きがいと支えあいのあるまち
- ・安心・安全・快適な住みよいまち
- ・魅力ある資源を活かす地場産業の活性化したまち
- ・みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

## II. 区域区分の決定の有無

### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

## III. 主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・5・3号入舟線（国道229号）を基軸とし、計画的に市街地整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口の減少・少子高齢化の進行、経済状況の変化など、都市を取り巻く環境の変化に対応するため、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

#### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地、工業・流通業務地の周辺に配置し、複合的な土地利用を一定程度許容する住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、沢江地区、浜町地区及びチョペタン川周辺に配置し、引き続き住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

#### ② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地及び地域商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、浜町地区の3・5・3号入舟線（国道229号）と3・4・4号西大通線（町道西大通線）の交点から3・5・2号東大通線（一般道道古平神恵内線）の交点までの一帯に配置し、商業、業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、中心市街地の南西側隣接地区及び西部地区の3・4・1号大通線（国道229号）沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

#### ③ 工業・流通業務地

- ・一般工業地を古平漁港北側の3・5・3号入舟線（国道229号）沿道、中心市街地の北側及び3・5・2号東大通線（一般道道古平神恵内線）沿道の一部に配置し、古平漁港北側の3・5・3号入舟線（国道229号）沿道には漁業・水産加工

- 業関連施設が集積しており、工業地を配置し、漁業・水産加工業の振興を図る。
- ・一般工業地のうち、中心市街地の北側及び3・5・2号東大通線（一般道道古平神恵内線）沿道の一部は、古くから工業地として土地利用がなされており、今後も工業地を配置し、その機能を維持する。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

都市機能の混在が見られる地区については、都市構造の維持と周辺環境の調和に配慮し、適切な土地利用を検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

役場周辺の中心拠点を含む浜町地区について、都市機能を誘導する区域とし、都市機能の維持更新・集約を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中島公園を中心とした公園の緑地空間は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であり、市街地内の緑地として今後も適正に保全を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている丸山地区、港町地区、浜町地区及び沢江地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域後志地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・住民生活の安全性、利便性及び自然災害への対応にも配慮した道路網の形成に努める。

#### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

|         | 平成 27 年 (2015 年)<br>(基準年) | 令和 12 年 (2030 年)<br>(目標年) |
|---------|---------------------------|---------------------------|
| 幹線街路網密度 | 5.32 km/km <sup>2</sup>   | 5.31 km/km <sup>2</sup>   |

※令和元年 (2019 年) の用途地域面積変更による幹線街路網密度の変更

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 道路

- ・3・4・1号大通線 (国道 229 号) 及び 3・5・3号入舟線 (国道 229 号) を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・5・2号東大通線 (一般道道古平神恵内線) 及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

### (2) 下水道及び河川

#### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

##### ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

##### イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

#### b 整備水準の目標

##### ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年 (2015 年) で 81.8% であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

## イ 河 川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

古平町公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、浜町地区に処理場を適切に配置する。

#### b 河 川

古平川及び古平冷水川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

### (3) その他の都市施設

- ・古平町火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域は、日本海に面した市街地背後に広がるゆるやかな丘陵地と市街地を流れる古平川及び古平冷水川の河川空間を骨格とし、また市街地に接している海岸線及び樹林地はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定され良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークやコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

### (2) 緑地の配置の方針

#### ① 緑地系統ごとの配置方針

##### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、中島公園を配置する。

##### b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び中島公園を配置する。

##### c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、中島公園を配置する。

##### d その他の系統

清光苑を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静かな土地を保全する。

**② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地等が都市の利便性上より有効になるよう配置する。

**(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。